

北上市告示乙第18号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月9日

北上市長 八重樫 浩 文

1 施設の名称

- (1) 相去地区交流センター
- (2) 北上市民相去体育館

2 指定管理者

北上市相去町小糠沢19番地

相去地区自治協議会

会長 門 脇 晃

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで